

## 併設型介護予防短期入所生活介護 利用料金表

特別養護老人ホーム しらさぎホーム

## 1. 1日あたりの基本料金（介護保険給付サービス）

《従来型個室》個室

《多床室》2人部屋又は4人部屋

表 1

介護保険対象利用料		
要介護度	要支援 1	要支援 2
基本報酬単位	4 5 1	5 6 1
機能訓練指導員加算	1 2	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※1	1 8	
小計 単位	4 8 1	5 9 1
介護職員処遇改善加算 ※2	5 9	7 2
合計 単位	5 4 0	6 6 3
地域区分別単価	1 1 . 1	
1日の合計額(A)	5, 9 9 4円	7, 3 5 9円
給付率	90/100	
1日の介護保険給付額(B)	5, 3 9 4円	6, 6 2 3円
1日の自己負担額(A)－(B)(概算)	6 0 0円	7 3 6円
給付率	80/100	
1日の介護保険給付額(C)	4, 7 9 5円	5, 8 8 7円
1日の自己負担額(A)－(C)(概算)	1, 1 9 9円	1, 4 7 2円
給付率	70/100	
1日の介護保険給付額(D)	4, 1 9 5円	5, 1 5 1円
1日の自己負担額(A)－(D)(概算)	1, 7 9 9円	2, 2 0 8円

(自己負担割合について)

一定以上の所得者に関しては自己負担額が2割となります。負担割合は、負担割合証により確認できます。

(1) 加算の内容（カッコ内の金額は1割負担分の場合）

(2)

◎機能訓練指導員加算：常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している。

1日につき12単位（14円）

※1 職員の配置状況などにより変更があります。(いずれか1つが適用)

- ◎サービス提供体制強化加算(Ⅰ):介護職員の総数のうち介護福祉士の有資格者を80%以上、もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士を35%以上配置している。いずれか該当する場合は1日につき22単位(25円)
- ◎サービス提供体制強化加算(Ⅱ):介護職員の総数のうち介護福祉士の有資格者を60%以上配置している。1日につき18単位(20円)
- ◎サービス提供体制強化加算(Ⅲ):介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上、いずれか該当する場合は1日につき6単位(7円)

※2 職員の配置状況などにより変更があります。

- ◎介護職員処遇改善加算:厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、所定単位数に加算する。基本報酬単位と各種加算の合計単位数に8.3%を乗じたものが加算単位となります。
- ◎介護職員特定処遇改善加算:介護職員処遇改善加算を算定していること。さらに介護職員の資質の向上・労働環境・処遇改善を実施する為に、必要条件を満たした場合、基本報酬単位と各種加算の合計単位数加算率を乗じたものが加算単位となります。
  - 特定加算(Ⅰ):①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は日常生活継続支援加算を算定
  - ②介護職員処遇改善加算ⅠからⅢいずれかを算定
  - ③実施した処遇改善の内容を全職員が周知し、特定加算の取組をホームページ等で公表していること。加算率2.7%
- 特定加算(Ⅱ):上記の②・③の要件を満たすこと。加算率2.3%
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算:介護職員処遇改善加算を算定していること。さらに継続的に職員の賃金改善が図れるよう、必要条件を満たした場合、基本報酬単位と各種加算の合計単位数に、1.6%を乗じたものが加算単位となります。

上記3つの処遇改善加算等は、令和6年度介護報酬改定に伴い、今後1本化されます。料率は最大で14.0%になります。

- ◎送迎加算:送迎サービスを利用された場合。片道につき184単位(205円)
- ◎療養食加算:医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合。1食につき8単位(9円)
- ◎認知症行動・心理症状緊急対応加算:医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護予防短期入所生活介護を利用することが適当と判断し、利用した場合。7日間を限度で1日につき200単位(222円)
- ◎若年性認知症利用者受入加算:若年性認知症利用者を受け入れた場合。1日につき120単位(134円)。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。

## 2. 滞在費・食費（介護保険給付外）

食費の内訳：1日あたり2,050円（朝食550円・昼食770円・夕食730円）

滞在費：1日あたり個室1,520円、多床室1,108円となります。

滞在費・食費に関しては、表2-1（令和6年7月31日まで）、表2-2（令和6年8月1日から）のとおり、所得に応じて減免措置の制度があります。減免を受けるためには、保険者に各自申請する必要があります。

段階別に下記の料金を負担していただきます。

多床室（4人部屋・2人部屋）、従来型個室（個室）

表2-1

利用者負担段階	多床室	個室	食費
第1段階	0円	320円	300円
第2段階	370円	420円	600円
第3段階①	370円	820円	1,000円
第3段階②	370円	820円	1,300円
第4段階	1,108円	1,520円	2,050円

多床室（4人部屋・2人部屋）、従来型個室（個室）

表2-2

利用者負担段階	多床室	個室	食費
第1段階	0円	380円	300円
第2段階	430円	480円	600円
第3段階①	430円	880円	1,000円
第3段階②	430円	880円	1,300円
第4段階	1,108円	1,520円	2,050円

負担限度額認定の要件は課税状況、収入状況及び預貯金等に寄ります。詳しい認定要件等については保険者にお問い合わせください。

## 3. 日用品、教養娯楽等の費用について（介護保険給付外）

### （1）日常生活用品の購入サービス

ご利用期間中に必要な日用品は、お持ちください。

ただし、必要があれば歯ブラシなどの日用品を実費にてご購入いただけます。

### （2）特別の電気製品を利用される場合、別途電気料金をご負担いただきます。

ラジカセ・パソコン類・携帯電話の充電等

### （3）クラブ活動への参加

ご利用期間中にクラブ活動が実施された場合で、ご希望がございましたら参加できます。

花材など事前に人数分の材料を発注するクラブの場合、希望者多数の場合は、参加をご遠慮いただく場合もございます。

上記料金等の内容については、別紙「介護保険給付外サービス料金同意書」をご覧ください。購入や利用した料金は、ご利用料に併せて請求させていただきます。